

軽減税率制度の導入（案）

軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率の対象品目
 - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
 - ・ 週2回以上発行される新聞の購読料

- 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）

- 適格請求書等保存方式の導入
 - ・ 平成33年4月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

（適格請求書等保存方式導入までの経過措置）

 - ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

（適格請求書等保存方式導入後の経過措置）

 - ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

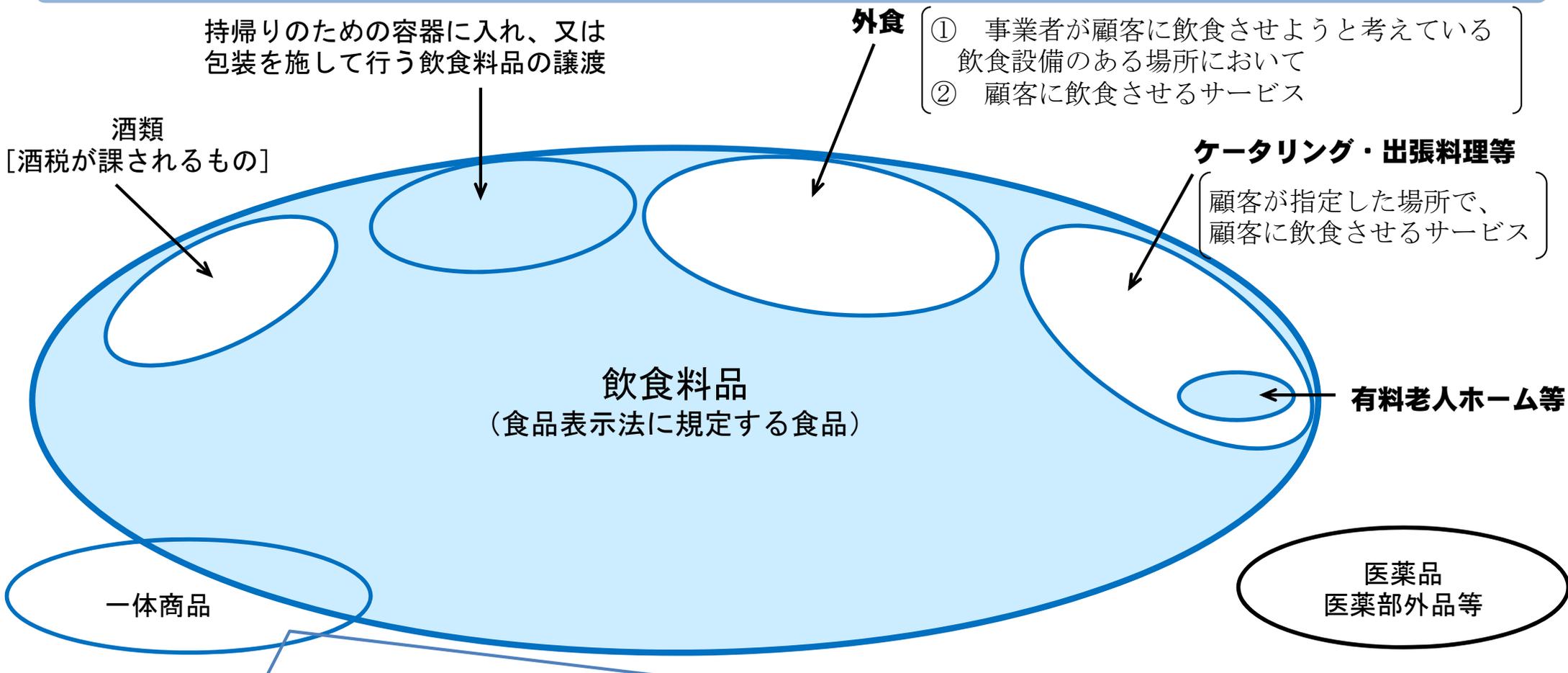
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（28改正法案に以下を規定）
 - ① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

- 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって万全の準備。（28改正法案に以下を規定）
 - ① 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

対象品目

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、
外食等を除く）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体商品の取扱い】

- 例えば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である飲食料品が、他の商品と一体として販売される場合は、一定金額以下の少額のもので、飲食料品が主たる要素を占めているときに限り、全体が軽減税率の対象となる。

「外食」等の範囲

軽減税率制度の適用対象外となる「外食」等は、以下のもの。

1. ①事業者が顧客に飲食させようと考えている飲食設備のある場所において(場所要件)、②顧客に飲食させるサービス(サービス要件)(持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う飲食料品の譲渡は含まない) (「外食」)
2. 顧客が指定した場所で、顧客に飲食させるサービス(「ケータリング・出張料理等」)。
ただし、有料老人ホーム等での食事の提供は、生活を営む場所において他の形態で食事をとることが困難と考えられることから、「ケータリング・出張料理等」から除外する。

軽減税率 (「外食」に当たらない)

牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト

そば屋の出前

ピザの宅配

屋台での軽食

(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

寿司屋の「お土産」

コンビニの弁当・惣菜

(イートイン・コーナーのある場合であっても、持帰りのための容器に入れられて販売される場合は「軽減」)

有料老人ホーム等での食事の提供

標準税率 (「外食」に当たる)

1. 外食

牛丼屋・ハンバーガー店での「店内飲食」

そば屋の「店内飲食」

ピザ屋の「店内飲食」

フードコートでの飲食

寿司屋での「店内飲食」

コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に

提供される飲食料品

(例:トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品)

2. ケータリング・出張料理等

対象品目に係る条文（案）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

十一の二 軽減対象課税貨物 課税貨物のうち、別表第一の二に掲げるものをいう。

別表第一（第2条関係）

一 飲食料品（食品表示法（平成25年法律第70号）第2条第1項（定義）に規定する食品（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類を除く。以下この号において単に「食品」という。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち政令で定める資産を含む。以下この号及び別表第一の二において同じ。）の譲渡（次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないものとする。）

イ 飲食店業その他の政令で定める事業を営む者が行う食事の提供（テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。）

ロ 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項（届出等）に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとする者に対して、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

別表第一の二（第2条関係）

飲食料品

適格請求書等保存方式の導入

適格請求書等保存方式の導入

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月～)
請求書等	<p>○ 請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 21,600円(税込)</p> <p>11/1~30 牛肉2kg 5,400円</p> <p>合計 21,600円</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,200円(税込)</p> <p>11/1~30 牛肉2kg 10,800円</p> <p>合計 43,200円</p> <p>○○(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽減税率の対象品目である旨 税率ごとに合計した対価の額 <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 21,800円(税込)</p> <p>11/1 牛肉2kg ※ 5,400円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,500円</p> <p>合計 21,800円</p> <p>(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)</p> <p>注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>△△(株)</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 43,600円(税込)</p> <p>11/5 牛肉2kg ※ 10,800円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,600円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>(10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>○○(株)</p> </div> </div>	<p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録番号 消費税額 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書</p> <p>○○御中</p> <p>11月分 20,000円(本体)</p> <p>11/1 牛肉2kg ※ 5,000円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,000円</p> <p>合計 20,000円</p> <p>消費税 1,800円</p> <p>(10%対象 10,000円) 消費税 1,000円</p> <p>(8%対象 10,000円) 消費税 800円</p> <p>△△(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> <p>注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> <div style="text-align: center;">仕入 → 売上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">請求書(控)</p> <p>□□御中</p> <p>11月分 40,000円(本体)</p> <p>11/5 牛肉2kg ※ 10,000円</p> <p>11/9 割りばし4箱 6,000円</p> <p>合計 40,000円</p> <p>消費税 3,600円</p> <p>(10%対象 20,000円) 消費税 2,000円</p> <p>(8%対象 20,000円) 消費税 1,600円</p> <p>○○(株) 事業者番号 XXX-XXX</p> <p>注)※印は軽減税率(8%)適用商品</p> </div> </div>
	○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし	同左	○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり
	○ 免税事業者も交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除可	同左	○ 課税事業者のみ交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除不可
			○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・ 3年間：80% ・ その後3年間：50% の仕入税額控除可。
税額計算	○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 43,200円 × 8/108 = 3,200円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円 × 10/110 = 2,000円 + 8%対象：21,600円 × 8/108 = 1,600円 3,600円	○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 } いずれかの方法に ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 } よることができる (例) 積上げ計算の場合 2,000円 + 1,600円 = 3,600円 (注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
特例	—	○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)	—
その他	○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要)	同左	同左(ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付できる）。
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ **売上税額の計算方法**

(10%対象) $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$
 (8%対象) $10,800円 \times 8/108 = 800円$
 ⇒ **売上税額** : $1,000円 + 800円 = 1,800円$

売手



交付義務なし
保存義務なし
罰則なし

請求書

〇〇御中
11月分 21,800円（税込）

11/1	牛肉2kg※	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
	⋮	
合計		21,800円
	(10%対象 11,000円)	
	(8%対象 10,800円)	

注※印は軽減税率(8%)適用商品

買手



売手が発行した請求書に、
①軽減税率の対象品目である旨と、
②税率ごとに合計した対価の額
の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、
仕入税額控除の要件を満たすものとする。

○ **仕入税額の計算方法**

(10%対象) $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$
 (8%対象) $10,800円 \times 8/108 = 800円$
 ⇒ **仕入税額** : $1,000円 + 800円 = 1,800円$

(経過措置)

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
※ 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、特例を選択することが可能。
中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択（中小事業者以外については簡易課税の準用・事後選択）を可能とする。
※ 軽減税率制度の導入から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

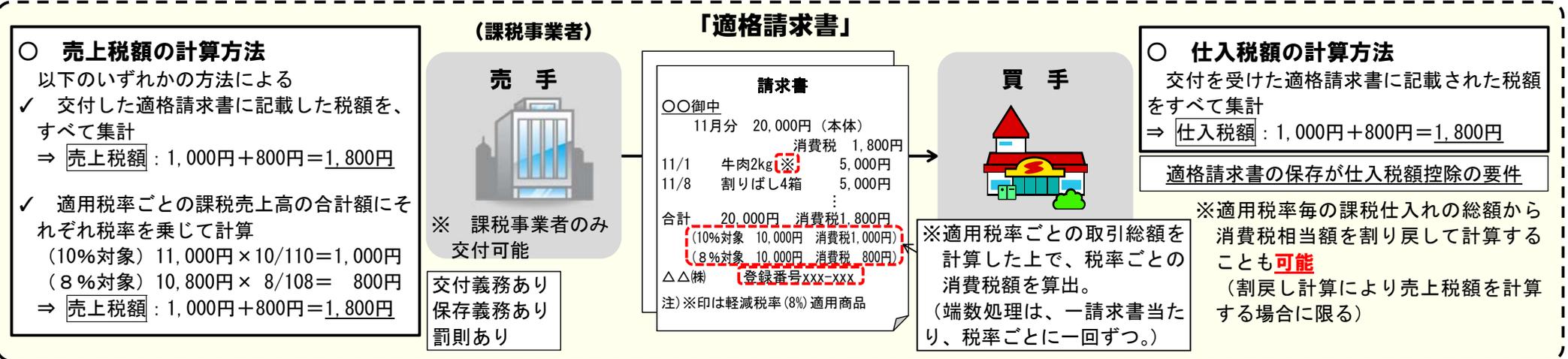
請求書等

- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
 - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとする事ができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」のいずれかの方法による事ができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成33年4月1日から導入（登録は平成31年4月1日から）。



- (経過措置)**
- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
 - ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。
ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
 - ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

適格請求書等保存方式の要点

○現行制度からの変更点

1. 税額計算は「適格請求書」の記載どおりに行う仕組みとする
2. 売り手に「適格請求書」の発行を義務化
3. 偽りの請求書を発行した場合に罰則を適用
4. 課税事業者登録制度を創設（課税事業者のみが「適格請求書」を発行できる仕組み）
5. 「適格請求書」に消費税額と登録番号の記載を義務化

○現行制度との接続

1. 税額計算は、消費税額を積み上げて計算する方式と、税込み価格を税率で割り戻して計算する現行方式のいずれかの方法による
2. 経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、本制度導入から3年間は80%、その後3年間は50%の控除を可能とする
3. 現行制度と同様、小売事業者等について、販売先の氏名・名称の記載を不要とする
4. せり売りの場合の特例（取次事業者発行の請求書による代替）等現行の取扱いを存続

税額計算の特例

現金商売の八百屋や地方の商店などを想定

売上税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」段階における税額計算の特例

自社又は取引先のシステム整備が間に合わない場合も想定

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例を設ける。
- 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、以下の特例を選択することが可能。

○ **中小事業者以外**についても、軽減税率制度の導入から**1年間に限り**、同様の特例。

① 仕入れを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

実態と大きく乖離しないよう一定の実績から推計

軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

軽減税率売上割合

$$= \frac{\text{通常連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常連続する10営業日の売上総額}}$$

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

最低の水準で益税目的の活用を防止

軽減税率売上割合

$$= \frac{50}{100}$$



仕入れの管理ができれば、売上税額の計算が可能

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象



通常連続した10日間の売上げの管理ができれば、売上税額の計算が可能



売上げや仕入れの管理ができない場合の、売上税額の計算方法を規定

(注) **主に軽減税率対象品目を販売する事業者**が対象

現金商売の八百屋
や地方の商店な
ど、また自社又は
取引先のシステム
整備が間に合わな
い場合も想定

仕入税額の計算の特例

「区分記載請求書等保存方式」
段階における税額計算の特例

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 軽減税率制度の**導入から1年間**、以下の特例を選択することが可能。

① 売上げを管理できる
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は
 - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と
 - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は概ね一致

実態と大きく乖離しない
よう一定の実績から推計

軽減税率仕入割合

$$\text{軽減税率仕入割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$



売上げの管理ができれば、
仕入税額の計算が可能

② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であっても、

- 課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。

※ 現在は、課税期間の開始前に選択

※ **中小事業者以外についても、同様の特例**

一般に大企業ほど課税仕入れ率は高く、中小企業の平均水準の簡易課税制度は大企業には厳しい



売上げや仕入れの管理ができない場合は、
簡易課税制度の方法により仕入税額を計算

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		平29.4 (導入)	平33.4	平36.4	平39.4
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】 (平成29年4月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成33年4月～)	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> 適格請求書の税額の積上げ計算 取引総額からの割戻し計算 のいずれかの方法によることができる(注3)	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除) (50%控除)	
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可				
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算(4年間)(注1)		
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算(1年間) 現行どおり 簡易課税の事後選択(1年間)(注2)	見直し	
検証		検証	検証		

(注1) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置。

(注2) 中小事業者以外の事業者は、1年間の措置として、簡易課税の準用及び事後選択・適用が可能。

(注3) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。

軽減税率制度の円滑な導入・運用のための検証、取組み
(所得税法等の一部を改正する法律案 (抄))

附 則

(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

第171条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

参 考 资 料

食品表示法の構造

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する**医薬品**、同条第二項に規定する**医薬部外品**及び同条第九項に規定する**再生医療等製品**を除き、**食品衛生法**第四条第二項に規定する**添加物**（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする**販売の用に供する食品に関する表示の基準**を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

○ 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 加工食品

第三章 生鮮食品

第四章 添加物

第五章 雑則（第四十条・第四十一条）

附則

加工食品、生鮮食品、添加物の別に表示基準を策定

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について（案）

※ 現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称））の対象範囲とほぼ同じ

【売上側】

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送
- ・ せり売り等の媒介、取次ぎを行う者を介して行う農水産品の販売
- ・ 農協や漁協において無条件委託方式、かつ、共同計算方式により行う、組合員の生産した農水産品の販売
- ・ 3万円未満の自動販売機による販売
- ・ その他請求書等の交付を行うことが困難な一定の場合

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- ・ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・ 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

【仕入側】

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等（区分記載請求書の記載事項を満たすもの）の保存により仕入税額控除が可能な場合

- ・ 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。）
- ・ せり売り等の媒介、取次を行う者が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）
- ・ 農協や漁協が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者等を特定せずに販売を行う場合の、組合が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。）

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

- 請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる場合
 - ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶の運賃
 - ・ 「適格簡易請求書」である入場券等が事後に回収される場合の入場料等
 - ・ 古物営業を行う者が消費者等から古物を買取る場合
 - ・ 質屋営業を行う者が消費者等から質物の所有権を取得する場合
 - ・ 不動産業者が消費者等から建物を購入する場合
 - ・ リサイクル業者が消費者等から再生資源及び再生部品を買取る場合
 - ・ 3万円未満の自動販売機での購入
 - ・ その他請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。
(現行「3万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。)

※ 免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除を可能とする。

軽減税率の導入に伴い事業者が生じる事務負担

業務実務（商品管理）

- ・ 顧客（消費者）から適用税率を聞かれる場合
- ・ 顧客（事業者）から請求書（領収書）の発行を求められる場合

があることから、日々の業務において適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要。

納税事務（区分経理に基づく税額計算）

税額を計算する際には、

- ・ 軽減税率が適用される1年間の取引の合計額
- ・ 標準税率が適用される1年間の取引の合計額を区分して計算する必要。

仕入の際に、

- ・ 納品書に記載された各品目の適用税率が正しいか確認し、
- ・ 確認した適用税率を価格ラベルに記載しておく、あるいは適用税率確認用の早見表や簡易なシステムなどを作成。

販売の際に、

- ・ 消費者から適用税率を聞かれた場合は、価格ラベルなどを見て適用税率を説明。
- ・ 事業者から請求書の発行を求められた場合は、価格ラベルなどを見て、以下の内容が記載された請求書を発行。
 - ✓ 軽減税率対象品目である旨の印
 - ✓ 適用税率ごとの取引金額

日々、業務終了後に、

- ・ 軽減税率が適用される売上と
- ・ 標準税率が適用される売上をそれぞれ集計し、区分して記帳（売上の区分経理）。

また、受領した請求書に基づいて、

- ・ 軽減税率が適用される仕入と
- ・ 標準税率が適用される仕入をそれぞれ集計し、区分して記帳（仕入の区分経理）。

上記の区分経理に基づいて、売上税額及び仕入税額を計算。

事業者の主な日々の追加業務【飲食料品小売業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

軽減税率導入時の主な対応

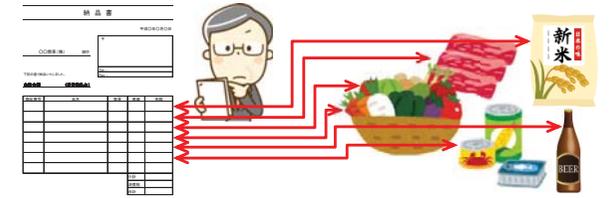
- 軽減税率に対応したレジの買替え・改修や、会計システム等の改修が必要。
 (注) 単機能なレジは1台1~2万円程度。POSレジは1台20~100万円程度。

日々の業務として、主に以下の作業が発生

- 【仕入】
- 仕入の区分経理や、販売時の適用税率設定のため、納品書に記載された各品目の適用税率が正しいか確認。①
 - 適用税率別に区分して仕入を記帳。②
- 【販売】
- 仕入時に確認した対象品目の線引きにしたがって、
 - ・POSレジの場合は、POSレジに適用税率を登録。③
 - ・単機能レジやバーコードのない商品の場合は、価格ラベルに適用税率を記載し、レジ打ち時に適用税率を入力。
 - 領収書を求められた場合は、
 - ・適用税率ごとに取引金額を集計して記載するとともに、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額を記載した明細を発行。④
 - 割引券などによる値引きは、軽減税率対象品目と標準税率対象品目の販売額の比率で按分する等、値引き額を合理的に配分し、適用税率ごとの販売額を再計算。⑤
- 【記帳】業務終了後、一日の売上を適用税率別に集計し、区分して売上を記帳。⑥
- 【決済】適用税率及び適用税率ごとの請求金額が、納品書と請求書で一致しているか確認。

①適用税率の確認

コンビニで数千、スーパーで数万、百貨店で約10万の商品を取扱い。



②仕入の区分経理

現行 (税込経理の場合)		軽減税率導入後 (税込経理の場合)	
4/1 仕入(野菜等)	22,000	4/1 仕入(野菜等)	10,800
買掛金	22,000	買掛金	21,800
		区分 仕入(割箸等)	11,000

③適用税率のレジ登録・ラベル貼付



定番商品のほか、日替わり商品・季節商品など、個々の商品の適用税率をレジに登録

④領収書の発行

領収証
 うなぎ サの字 様 20XX年X月X日
 ￥7,249-
 うち軽減税率対象品目: ￥4,184-
 うち標準税率対象品目: ￥3,065-
 但米

明細書
 ※豚肉 ￥631
 割りばし ￥398
 ※きゃべつ ￥271
 ※精米 ￥2,567
 ビール ￥2,496
 計 ￥7,249
 うち軽減対象 ￥4,184
 うち標準対象 ￥3,065

<④~⑥>
 POSレジを扱えない事業者は、軽減税率対象品目と標準税率対象品目をそれぞれ、手作業で集計・計算。

⑤値引き

〇〇商店
 20XX年X月X日 XXXX

豚肉	¥631
ビール(6本)	¥1,248
精米	¥2,567
カレーうどん	¥202
割りばし	¥398
紙皿	¥198
小計	¥5,634
値引き(割引券)	▲¥500
合計	¥5,134

計 5,634円

軽減対象 3,707円
 本体 3,432円
 税 275円

標準対象 1,927円
 本体 1,752円
 税 175円

計 5,134円

割引券 ¥500
 按分

軽減対象 3,378円
 本体 3,128円
 税 250円

標準対象 1,756円
 本体 1,596円
 税 160円

⑥売上の区分経理

現行 (税込経理の場合)		軽減税率導入後 (税込経理の場合)	
4/1 現金	220,000	4/1 現金	218,000
売上(野菜等)	220,000	売上(野菜等)	108,000
		区分 売上(割箸等)	110,000

✓ 「EU型インボイス制度」(6月5日資料D案)を導入した場合も、基本的には同様。
 ✓ 納税義務がないにもかかわらず、免税事業者にも、軽減品目に印を付した請求書の交付義務と、そのための商品管理の事務が生じる。

事業者のシステムについて

卸売事業者

受注システム



小売事業者

【大手・中堅】

商品データベース

商品コード	商品名	税率	仕入先	原価	売価	...
000001	コシヒカリ	8%	A米穀	2,053	2,567	
000002	豚肉	8%	B畜産	193	241	
000003	きゅうり	8%	C青果	135	169	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
009999	ビール	10%	Z商事	195	235	

発注システム (仕入)

POSレジ (売上)

経理システム

仕入データ

仕入データ (手入力)

仕入データ (手入力)

売上データ

売上データ (手入力)

【中 小】

単機能レジ

経理システム

【零 細】

手書きで記帳

4/1 仕入 (野菜等)	54,000	買掛金 (農家D)	87,000
仕入 (割箸等)	33,000		

小銭箱

消費者

〇〇商店
20XX年X月X日 XXXX

豚肉	¥631
ビール (6本)	¥1,248
精米	¥2,567
カレーうどん	¥202
⋮	
割りばし	¥398
紙皿	¥198
合計	

